

令和7年度 会津若松市健康づくり推進協議会 委嘱状交付式・第2回協議会

日 時 令和7年7月30日（水）午後1時00分～
場 所 会津若松市役所 市民ホール（正庁）

次 第

○委嘱状交付式

○第2回協議会

1 開 会

2 諮 問

3 市長あいさつ

4 会長・副会長選出

5 協議事項

①会津若松市健康づくり推進条例の制定について《諮問案件》

②第3次会津若松市食育推進計画の方向性について《報告案件》

③その他

6 連絡事項

7 閉 会

健康づくり推進協議会 名簿

(敬称略)

区 分	所 属	氏 名	出欠
保健医療関係団体の代表	会津若松医師会	ヤヅキ タカシ 矢吹 孝志	○
	会津若松医師会	テラダ コウイチ 寺田 功一	○
	会津若松医師会	サトウ セイジ 佐藤 誠治	○
	会津若松医師会	ヤタハ ジュンイチ 谷田部 淳一	○
	会津若松歯科医師会	ワタナベ ケイイチ 渡部 圭一	○
	会津薬剤師会	タカハシ ヨシコ 高橋 慶彦	○
各種団体の代表	会津若松市スポーツ推進委員会	ワタナベ ヨシエ 渡部 芳江	○
	会津若松市保健委員会	コシオ サクオ 越尾 咲男	○
	会津若松市食生活改善推進協議会	タキサワ レイコ 滝沢 玲子	○
	会津若松市民生児童委員協議会	ムトウ ヨシコ 武藤 よし子	○
	会津若松市保育所保護者会連合会	タキサワ トシミ 滝澤 俊文	⊖
	会津若松市父母と教師の会連合会	ヤマダ マユミ 山田 真由実	—
	会津若松市男女共同参画推進 実行委員会	アイダ サダコ 相田 サダ子	—
	会津若松市老人クラブ連合会	ワタナベ センキ 渡部 善喜	—
	会津若松市区長会	サトウ コウイチ 佐藤 晃一	○
	北会津日本赤十字奉仕団	ニハイ ソウイチ 二瓶 總一	○
	J A会津よつば女性部 あいづ地区河東支部	カウ フクコ 加藤 ふく子	○
関係行政機関 の職員	福島県会津保健福祉事務所	ササハラ ケンジ 笹原 賢司	—
	会津若松市幼稚園小中学校 教育研究会	サトウ リョウ 佐藤 亮	—

任期：令和7年7月30日～令和9年7月29日

○会津若松市健康づくり推進協議会条例

平成 5 年 3 月 22 日
会津若松市条例第 11 号

(設置)

第 1 条 市民の健康づくりを総合的に推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、会津若松市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、市民の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 19 人以内をもって組織する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 保健医療関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

(平 11 条例 17、平 16 条例 42、平 17 規則 56・一部改正)

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(平 16 条例 42・旧附則・一部改正)

(北会津村の編入に伴う経過措置)

2 第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、北会津郡北会津村の編入の日から平成 17 年 10 月 31 日までの間に委嘱を受ける委員の任期は、同日までとする。

(平 16 条例 42・追加)

附 則(平成 11 年 3 月 31 日条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置等)

2 施行日において現に在職する委員の任期は、なお従前の例による。ただし、市の職員から選任された委員は、施行日にその身分を失う。

3 施行日以後、前項の規定によりなお従前の例によることとされる委員(以下この項において「現任委員」という。)の任期が満了するまでの間において、新たに選任される委員の任期は、改正後の会津若松市健康づくり推進協議会条例第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、現任委員の任期が満了するまでとする。

附 則(平成 16 年 9 月 30 日条例第 42 号)

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 30 日条例第 56 号)

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。